

## 水戸家庭裁判所委員会 議事概要

(水戸家庭裁判所委員会事務局)

### 1 日時

平成15年11月19日(水) 13:30～16:00

### 2 場所

水戸地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

別紙第1「水戸家庭裁判所委員会委員名簿」のとおり

黒澤委員は、都合により欠席

#### (2) 事務局

小山事務局長，百瀬首席家庭裁判所調査官，飯田家庭裁判所首席書記官，宮城事務局次長，本間総務課長

### 4 議事

#### (1) 所長あいさつ

#### (2) 委員自己紹介，事務局紹介

#### (3) 委員長の選任

水戸家庭裁判所長の岩垂委員を委員長として選任した(別紙第2のとおり)。

#### (4) 委員長代理の指名

委員長が水戸家庭裁判所判事の石田委員を委員長代理に指名した。

#### (5) 運営に関する事項の決定(別紙第3のとおり)

##### ア 招集

水戸家庭裁判所委員会(以下「委員会」という。)は、委員長が招集する。  
なお、他の委員から招集の要請があるときは、委員長が適宜対応して招集する。

##### イ 議事の公開

原則として、議事の公開はしない。議事の結果については、事務局でまとめた議事概要を、予め各委員に送付して了承を得た上、水戸家庭裁判所のホームページに掲載する方法で公表する。

ウ 定足数，議決方法

定足数，議決方法については，その必要が生じたときに定める。

(6) 次回期日及び議題（別紙第4のとおり）

次回期日は平成16年5月下旬とし，各委員は，委員会事務局に対して，議題や裁判所に説明を求める事項等を連絡する。

次回期日は，平成16年5月31日（月）午後3時になりました。

(別紙第1)

水戸家庭裁判所委員会委員名簿

(平成15年11月19日現在。敬称略)

1 学識経験者(五十音順)

茨城県保護司会連合会事務局長	おお	の	ふみ	お
	大	野	文	雄
水戸家庭裁判所家事調停委員(本庁)	おに	ざわ	こう	いち
	鬼	澤	紘	一
筑波大学教授	かみ	や	かつ	こ
	紙	屋	克	子
水戸家庭裁判所家事調停委員(土浦支部)	き	むら	まり	こ
	木	村	真理	子
茨城県警察本部生活安全部少年課長	くろ	さわ	やす	じ
	黒	澤	安	次
茨城県保健福祉部参事兼厚生総務課長	しま	ざき	ひで	お
	島	崎	英	男
茨城新聞社編集局次長	たき	もと	まも	る
	滝	本	政	衛
常磐大学教授	なが	い	すすむ	進
	長	井		
茨城県地域活動連絡協議会会長	ね	づ	くみ	こ
	根	津	久美	子
茨城県農業経営士	や	ぎ	おか	つとむ
	八木	岡		努

2 弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士	やす	え		ゆう
	安	江		祐
同	すす	き	のぶ	え
	鈴	木	延	枝

3 検察官

水戸地方検察庁検事	た	はら	なお	き
	田	原	直	樹

4 裁判官

水戸家庭裁判所長  
水戸家庭裁判所判事

いわ 岩	だれ 垂	まさ 正	おき 起
いし 石	だ 田	こう 浩	じ 二

(別紙第2)

## 委員長の選任

進行役(事務局長) 委員

委員長の選任については、家庭裁判所委員会規則第6条第1項の規定により、委員の互選によりお願いしたい。委員長の主な役割としては、議長として効率的に議事を進行し、意見の取りまとめを行うこと、委員や事務局と調整しつつ、準備と後処理を行うことといったことが考えられる。どなたかを推薦していただきたい。

事務局に一任。

(「賛成」の声あり)

特に推薦ということではないが、通常、家裁の所長にやっていただくというのが恐らく自然の流れだろうと認識をしているが、一応、違う見方、考え方もあるのではないか。家裁委員会の目的としては、裁判所の諮問を受けることとあわせて、裁判所に対して意見を述べるということがあるが、意見を述べるという役割を考えたときに、委員長が裁判所の所長だと、意見を述べづらくなるのではないかという危惧がある。裁判関係者以外の第三者の方をお願いするという考え方もあるのではないか。

この委員会は、国民の司法参加という視点から自由な議論をすべき場だと認識している。そういった意味では、家裁以外の方よりは、家裁の所長が委員長となるべき筋ではないか。そのほうがむしろ活発な議論につながるのではないか。

委員長の地位は、固定的か。所長が選任されたら、3年も4年もやるのか。

任期が2年ということになっているので、またその時点で委員長を選任していただくことになる。

会の全体の運営が分からないので、今回は所長をお願いすることとして、ある程度運営し、慣れてきたところで、適宜、裁判所以外の方が委員長を務めることを検討するのが一番妥当ではないかと考える。

私も、今回は所長に委員長になっていただくことがよろしいのではないかと考えているが、委員長のことについて長く議論をするよりも、速やかに委員長を決めていただいて、次の段階に進めていただきたい。

それでは、これまでの流れからして、岩垂委員という御意見が複数あるが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

岩垂委員，委員長就任についてお引受けいただけるか。

了承

(別紙第3)

## 運営に関する事項の決定

議長(委員長) 委員

委員会の運営に関する基本的な運営事項についての協議をしていただきたい。

この委員会が発足して、今日は第1回の会合が開かれたばかりであるので、当面は必要最小限のことを決めさせていただきたい。

### (1) 招集

まず、次回以後の委員会の招集であるが、家庭裁判所委員会規則第6条第2項に、「委員長は、会務を総理し、委員会を代表する」とあるので、会務を総理する事務の一環として、招集を委員長に担当させていただきたく思うが、いかがか。

委員長が招集することで全く異存はないが、委員からも招集を求めることができるということをルールとしては確認しておいていただきたい。

各委員から招集の要求があれば、適宜対応して、招集権者として招集させていただきたい。

(「異議なし」の声あり)

### (2) 議事の公開

議事の公開について、御意見はあるか。

公開する積極的な理由がないということと、公開して報道関係者が入った場合、各委員の立場もあって、まずい面もあるかと思う。X、Yという形で伝えられるならよいが、誰がどういう発言をしたというのは勘弁していただきたい。

議事の結果については公開してもよろしいのではないかと、またするべきかもしれない。しかし、招集された会議そのものを事前の予告なしに公開するのは、もう少し検討、あるいは皆さんの御意見を伺いたいと思う。

私は、公開なしで、自分たちで自由な意見が述べられる方がよいように思うので、公開しないということをお願いしたい。

委員会の趣旨から言って、委員会で話し合われた結果については、何らかの

形で、委員以外の方にも知らせ、委員以外の方からの意見も出るような状況も保障する必要はあると思うので、何らかの形で結果を公開する必要はあると思う。また、議論の過程を全部、例えばマスコミ等に公開する必要があるかということについては、マスコミが入っている場合は意見が言いづらいという面も出てくるかと思う。したがって、公開の要否を一義的に決めるのではなくて、場合によっては、国民の関心が高くて公開しろという話も出てくる可能性もあるので、状況に応じてということで考えればよいのではないか。

公開の内容の一つの事項として、各委員の名前は公開してよろしいか。差し支えがあるという御意見はあるか。

誰が何をやっているかも分からないようでは困る。委員会はやりました、委員は誰ですかぐらいは最低の情報としては伝えなければいけない気がする。

その点については、よろしいか。

(「結構です。」との声あり)

発言者名を報道されると自由な発言を保障できないので、ほか1名とか2名とかいう形で、その人の名前は伏せる余地はあるかもしれない。もし嫌だという方がおられたら、今言っていたら、それを伏せることでよろしいのではなかろうか。

家裁委員会委員の話をしていただいたとき、そういう組織があったんだということで、それまでは全然知らなかった。やはり、ある程度の情報提供は必要かと思う。

今までの意見を集約すると、まず、委員会の議事の公開については、各委員が自由な意見を述べやすくするために、原則非公開とし、傍聴とか、報道陣が入ることは控えていただく。議事の内容については、概要をホームページで公開する。その際、発言者については、A委員、B委員という形で抽象的に、それも意味がなければ適宜省略する。提案や議論の内容を記載した議事概要を事務局に作成させ、これをホームページで公開するということになると思われるが、それでよろしいか。

この委員会の中の議論については、終わった後で公開するとか、マスコミに発表するとか、ホームページで一般の人に公表するとか、その程度で折り合いをつけるべき問題なのではないかと思う。



この委員会が、マスコミからの取材要請があるくらいの重要な議論をする場であってほしい。そういう意味では、例えば、マスコミから取材の要請がなされたときは、ケース・バイ・ケースで、場合によっては一部公開するようなことも含めて柔軟に対応することも考えられると思う。

公開の度合いというのは、その局面局面で必要度が異なってくると思うが、原則として概要をホームページで公表するということにさせていただいた上で、必要に応じて公開度はその都度皆さんと一緒に考えさせていただくということでご了承いただきたいと思う。

なお、委員のお名前については、名簿にある肩書付きで紹介させてもらってよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議事録は事務局の方で作成することになるのか。

事務局で作成する。

議事録を公開する前に、各委員に、作成した議事概要を拝見する機会を与えていただきたい。

お回しして、重要なところを落としている点があれば、遠慮なく補充していただくが、細かな点については最終的には事務局に一任させていただくことでよろしいか。

厳格な手続をとる必要はないと思うが、一応拝見するという程度でいいと思う。

なお、報道関係者に対して概要のまた概要をレクチャーする必要がある事態が生ずることもないとは言い切れず、そのときは、適宜、委員長の私から概要をレクチャーするということも考えておきたい。

### (3) 定足数，議決方法

この委員会は、通常の協議会と少し異なった性格があり、重々しい議決の場面は想定しにくいですが、会が成立するための定足数や議決の方法について、御意見があればお聞きしたい。

別に多数決で何か決めるような委員会でもないが、もし何かのときに決めなくてはならなくなったときのために、一応定足数は過半数とか、3分の2とか

と決めておいて、出席者の過半数で決めるぐらいのことは確認しておいてもよいのではないか。

何か決める必要が生じたときには、というくらいにしておくことで、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(別紙第4)

## 次回期日及び議題

議長(委員長) 委員

次回期日と次回期日以降のテーマについて御意見を伺いたい。従前の家庭裁判所委員会の開催は年1回であったが、新しい委員会については、従前の家庭裁判所の諮問機関という位置付けから、皆様方の御意見をできるだけ広く伺って討議していただくという面が主眼となったことから、年1回ということは想像し難い。とはいえ、家庭裁判所も学校、警察等の関係機関が非常に多く、これらとの協議会、連絡会等も数多くあって、事務局側の事務処理能力にも一定の限度があると思うので、年に2回開かれればよいのではないかとも思われるが、今回はいつごろがよいか、御意見を伺いたい。

回数については、基本的に年間3回とか4回とか案を示していただき、その中で、具体的期日については追って事務局の方からやっていただくのがよいと思う。テーマについては一つ、二つあるが、この場で全員がテーマを出されても、どう絞るか困るので、それぞれ提案をして事務局の方に電話等で連絡し、それを事務局がまとめ、その上でテーマを絞るやり方もあるかと思う。

今日、概況説明をいただいたが、せっかく導入部分をやっていただいたので、第2回目というのは比較的早い時期に招集していただけたらと思う。

テーマの決め方であるが、どういうことを求めておられるのか、例えば、調停、審判、家事相談というテーマのとり方にするのか、問題ごとに、事件の種類とか、調査官、調停委員、審判官等の役割のあり方とかいうテーマのとり方にするのか、漠然としており、意見をどのように出していいのかわからない。委員長から例示的にテーマを出してもらい絞り込むことも考えられる。

1年に一度二度という回数だと、結局形骸化されて、新しくこの委員会を設けた趣旨がどうなるのかと思う。今回は比較的早めにしていただき、その後内容を決めるときに、年何回にするかを詰めさせていただければありがたい。

回数はテーマとの関係で自ずと決まってくるかと思う。国民の代表としての委員の意見を聞くというのが委員会の趣旨であるなら、まず皆さんに家裁の実態をなるべく知っていただくというところを優先させていくのがよいという感じがしている。委員により、関心のあるテーマは違うが、例えば、茨城県の少年事件な

どの状況、その少年事件を処理する中で家裁裁判所が果たしている役割なども、外部からは見えないところもあるのではないかと思いますので、そういうテーマごとに家裁がどんなことをしているかということを経験委員に具体的に知っていただく勉強会のような機会を持てば、御意見も生まれてくるのではないかと。そして、委員の関心のあるテーマ等も聞きながら何回かやっていけるといいのではないかと。という気がしている。

テーマについては、話題にしてみたいこと、もう少し知りたいことなどを遠慮なく事務局のほうへお寄せいただき、それに対して、事務局にもそれに応じた資料を用意したり、説明もさせてもらうので、次回期日のテーマをその間に決めさせていただくことも考えられるが、どうか。

参考までに2つだけ申し上げます。県内の薬物乱用について、県では薬物乱用防止ということで県の薬務課で一般市民相手に講習会をやっているが、裁判所と協力、連携すれば効果が上がるのではないかと。また、バリアフリーについて、裁判所は、手すりもないし、遅れているという感じを受けたが、高齢者の離婚調停も多いと思うので、バリアフリーをもっと進めていかないとまずいなということ考えた。

家事調停は身近であり、期待されているが、調停に実際に行った人の話を聞いたり、自分で調停に立ち会ったりしたときの印象では、調停委員によって、当事者の満足度が異なっているのではないかと。そこで、調停というのも一つのテーマにさせていただいて、調停委員の研修や、調停委員会の中での協議の進め方についての実態もある程度聞いた上で意見を申し上げたい。家事調停については、満足した人と、不完全燃焼というか、失敗したという人もいるので、ぜひ取り上げていただきたいテーマだと思ふ。

人事訴訟の家裁移管に伴って、人材が必要になると思うが、裁判所として予算的な措置は付かないということを経験委員のような気がするが、人の配置などが間に合うのか。例えば、非常勤の裁判官が1人仕事をする場合、その下で支える職員等を多数配置しないとできないと思うし、調停にかかわった裁判官等が、人事移管によって、裁判にかかわれないということを経験委員のほうで伺っているので、人材の手当てが大変なのではないかと思っているが、その辺、どういうことになっているか、お聞かせいただきたい。

限られた人員と予算の中で、進んでいくだろうと思うが、しばらくは試行錯誤も続くかと思う。

裁判所というのは、敷居が高いと言われているが、どうして高いのかということ、皆さんから話していただいて、どういう工夫をすれば敷居が多少でも低くすることができるのかということも含めてお伺いする機会を持てればという気がする。また、少年事件、家事事件を含めて個々のテーマがあれば出していただけたらと思う。

次回以後のテーマや期日について、こういうことを議題にしてほしいとか、こういう点について情報提供してほしいということがあれば、次回に向けての準備作業の中で、裁判所も考えているテーマも場合によっては提供させていただきながら、できるだけ皆様方からのテーマに沿って伺っていきたい。なお、テーマが出されなかったときのために、先日、内部の話合いの過程で、例えば、裁判所からどのような情報発信を行うべきかとか、利用者である国民の視点から裁判所の受付相談窓口をどのように充実させていったらよいかなどというテーマも挙がっていたことを参考までに御紹介する。

また、次回期日については、裁判所の日程等から、来年の5月下旬ということにし、その状況によって、さらに次々回の日を決めさせていただきたい。